

令和5年度 ふるさと東十勝通年雇用促進協議会 通年雇用促進支援事業（季節労働者資格取得促進事業）実施要領

第1 目的

季節労働者資格取得促進事業は、季節労働者が協議会の指定する教育訓練（以下「指定教育訓練」という。）を受講・修了し、又は資格検定試験に合格した場合、その受講に要した経費の一部を助成することにより、季節労働者の能力開発に対する支援を通じ、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とする。

第2 助成対象者

本事業の助成対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者として雇用されている者
- (2) 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった者（事業年度開始日の1年以上前に離職した者を除く。）
- (3) 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等（高年齢被保険者を含む。以下同じ。）であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない者であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった者（前々職に係る離職が事業年度開始日の1年以上前であった者は除く。）

第3 指定教育訓練

指定教育訓練として、次に掲げる教育訓練を指定する。

- (1) 雇用保険制度における厚生労働大臣が指定した教育訓練給付の教育訓練講座
 - (2) 季節労働者の通年雇用化に資するものとして協議会が指定した次の教育訓練
 - ア 介護保険法施行令第3条第1項第2号の介護員養成研修事業者として知事の指定を受けた者が行う研修（介護職員初任者研修）
 - イ 厚生労働省告示第538号（平成18年9月29日付け）に定める居宅介護職員初任者研修等を実施する事業者として知事が指定した者が行う研修
 - ウ 道路交通法第99条の公安委員会が指定した教習所が行う免許を受けるための教習
ただし、次の教習に限る。
 - (ア) 大型免許 (イ) 大型特殊免許
 - (ウ) 大型二種免許 (エ) けん引免許
 - (オ) 普通二種免許 (カ) 中型免許
 - (キ) 中型二種免許 (ク) 準中型免許 ※
- ※ ただし、準中型免許は、次の要件をすべて満たす者に限る。
- ・ 普通免許を取得済である者（普通免許未取得者は不可、普通免許と「準中型免許」をセットで取得予定である者も不可とする。）。
 - ・ 準中型免許を取得することが通年雇用化に効果が高い教育訓練として特に協議会が認める教育訓練であること。
- エ 労働安全衛生法に基づく登録機関が行う免許を受けるための技能講習（技能講習は労働

安 全衛生法別表第十七（第七十五条関係）及び第十八（第七十六条関係）に限る。）
オ その他、地域の産業構造などから、通年雇用化に効果が高い資格取得に必要な教育訓練として、特に協議会が認める教育訓練（別途決定する。）

第4 助成対象経費等

協議会は、承認を受けた指定教育訓練実施計画に基づく教育訓練を受講・修了し、又は資格検定試験に合格し、資格を取得した者（以下「資格取得者」という。）に交付する対象経費は、次のとおりとする。

(1) 助成対象経費

ア 入学金

指定教育訓練の受講にあたり、教育訓練機関に支払った入学金又は登録料とする。

イ 受講料

指定教育訓練の受講にあたり、教育訓練機関に支払った受講料とする（教科書代、教材費を含む。）。

(2) 助成金の額

助成金の額は、助成の対象となる経費の5/10以内に相当する額とする。

なお、助成金の単位は1円とする。

(3) 助成金の支給限度額

助成金の支給額は、1人の資格取得者について、同一年度において134,000円を限度とする。

第5 指定教育訓練実施計画承認申請等の手続

(1) 指定教育訓練実施計画承認申請書の提出

指定教育訓練の実施計画の承認申請者（以下「申請者」という。）は、指定教育訓練の受講前に協議会と資格取得に係る相談を行い、当該教育訓練の期間終了前に、「指定教育訓練実施計画承認申請書（様式A）」に次の書類を添付し、協議会に提出するものとする。

（添付書類）

- ・ 指定教育訓練の内容や受講料がわかる教育訓練機関が発行した資料
- ・ 第5（2）に定める確認書類

(2) 助成対象者の要件確認

第2に定める助成対象者の要件確認は、次のア及びイに該当する助成対象者の場合には、ア、イに掲げるいずれかの書類、また、ウに該当する助成対象者の場合には、（ア）及び（イ）の双方の書類により、指定教育訓練実施計画の承認申請の時に行うものとする。

ア 雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者として雇用されている者

（ア）雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）・雇用保険被保険者証

（イ）雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

イ 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった者

（ア）雇用保険被保険者離職票（1・2）

(イ) 雇用保険特例受給資格者証

(ウ) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

ウ 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない者であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった者

(ア) 直前の離職に係る確認書類

雇用保険被保険者離職票（1・2）又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

(イ) 前々職に係る確認書類

雇用保険特例受給資格者証又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

(3) 指定教育訓練実施計画の承認・不承認の決定

協議会は、指定教育訓練実施計画の承認申請書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し、その結果を指定教育訓練実施計画承認通知書（様式B）又は指定教育訓練実施計画不承認通知書（様式C）により、申請者に通知するものとする。

(4) 指定教育訓練実施計画の承認の取り消し

協議会は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により承認を受けたときは、承認を取り消し、当該申請者に対して、指定教育訓練実施計画承認取消通知書（様式D）により通知するものとする。

第6 助成金の交付申請及び交付決定

(1) 資格取得者は、資格を取得した日から1カ月以内又は令和5年3月17日のいずれか早い日までに、助成金交付申請書（様式E）に次の書類を添付し、助成金の交付を当協議会に申請するものとする。

なお、助成金の交付申請が期限内に申請できないことに相当な理由があるときは、助成金の交付申請書を受理することができるものとする。

(添付書類)

- ・ 資格取得の事実を確認できる書類
- ・ 交付申請者の宛名が記載された資格取得経費の明細がわかる領収書、クレジット契約証明書など

(2) 協議会は、資格取得者から助成金交付申請書の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、助成金の交付決定を行い、その結果を助成金交付決定通知書（様式F）により、交付申請者に通知するものとする。

なお、協議会は、交付申請日から2カ月以内に助成金を交付するものとする。

第7 併給の禁止

協議会は、雇用保険制度における教育訓練給付金や道の地域産業人材育成助成金など教育訓練に対する助成金と類似する助成金と本事業の助成金の併給は、行わないものとする。

なお、併給の事実が確認された場合には、協議会は、本事業の助成金の受給者に対し、返還を請求するものとする。

第8 助成金の返還

協議会は、助成金の受給者が虚偽の申請その他の不正な行為により助成金の交付を受給したときは、助成金の交付決定を取り消し、当該取消しに関し既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずるものとする。

第9 通年雇用化の状況確認

協議会は、資格取得者の通年雇用の状況を把握するため、助成金の受給者から通年雇用化の状況届（様式G）の提出を求め、通年雇用促進支援事業（季節労働者資格取得促進事業）負担金交付台帳（様式2）に通年雇用化の状況など必要事項を記載する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。